

# 令和8年度北区ベビーシッター利用支援事業(待機児童対策)のご案内

本事業は、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を活用し、お子さんが認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(以下「保育所等」)へ入所するまでの間、東京都が認定した認可外のベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用料の負担を軽減する事業です。

## 1. 制度の概要

対象者	保育所等の0歳児～5歳児クラスに該当する児童の保護者のうち、有効期間内の支給認定証を有しており、以下のいずれかに該当する方。
	<b>①待機児童の保護者</b>
	保育の必要性の認定を受け保育所等に入所申込みをした結果、入所保留となり、お子さんが待機児童となっている保護者 ※引き続き継続して入所申込みを行っていることが要件となります。
	<b>②育児休業満了者</b>
	保育所等の0歳クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者 ※保育課入園相談係にて、保育の必要性の認定を受ける必要があります。 ※復職日の翌年度4月入所までの保育所等の選考に申し込むことが要件となります。
	<b>※対象外の方</b>
	・産休・育休中の方 上記①②の要件を満たしていれば申請手続きは可能です。育児休業期間終了後に本事業をご利用いただけます。 ・過去に区の入所承諾を辞退、又は保育所等を退園したことがある方
対象期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 申請からベビーシッターを利用できるまでには、1か月ほどかかる場合があります。
利用できる時間	<b>月曜日から土曜日までの7時～22時</b> (日曜日、祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません) 保育標準時間認定の方: <b>1日11時間</b> かつ <b>月220時間</b> まで 保育短時間認定の方: <b>1日8時間</b> かつ <b>月160時間</b> まで
利用できる期間	<b>①待機児童の保護者</b>
	入所保留期間中(産休・育休中、保護者が休暇の日は利用できません)
	<b>②育児休業満了者</b>
	復職日から満1歳に達した後の3月末まで(お子さんの1歳の誕生日に復職する必要があります)
利用料金	<b>1時間150円(税込)</b> 利用可能時間や上限を超えた分の利用料及び入会金等は助成の対象外です。



## 2. 本事業に関連する補助制度


### 保育料無償化に伴う利用料補助について

1時間150円(税込)で利用した利用料について、保育料無償化に伴い補助を行います。(児童1人あたり月額**33,000円**まで)  
詳細は「ベビーシッター利用支援事業利用料補助について」をご確認ください。

### 交通費補助について

本事業を利用した際にかかる交通費について補助を行います。(児童1人あたり月額**20,000円**まで)  
詳細は「ベビーシッター利用支援事業の交通費補助について」をご確認ください。

### 3. 利用の流れ

①対象者確認申請をする		
必要書類	区の様式 (要記入)	①ベビーシッター利用支援事業対象者確認申請書
	保育課 入園相談係発行	②支給認定証の写し
		③最新の利用保留通知書の写し(待機児童の保護者のみ)
申請に必要な書類を揃え、 <b>郵送</b> または <b>窓口</b> 、 <b>電子申請</b> で申請します。		
②対象者確認書を受け取り、ベビーシッター事業者と契約する		
申請から約1週間程度を目安に、北区から「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」が郵送されます。 「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」が届いたら、東京都ホームページの <b>ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)認定事業者一覧</b> に掲載されている認定事業者の中から、事業者を選び、契約を締結します。※複数契約可		 【事業者一覧はこちら】
③アカウント発行申請をする		
必要書類	区の様式 (要記入)	①アカウント発行申請書
	事業者が発行	②ベビーシッター事業者と交わした契約書
本事業の専用システムを利用するためにはアカウント発行申請が必要です。 上記必要書類を揃え、ベビーシッター利用開始日の10日前(土日祝日を除く)までに、 <b>郵送</b> または <b>窓口</b> 、 <b>電子申請</b> で申請します。		
④専用システムで助成券を発行し、サービスを利用する		
後日、東京都から事業委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会から、郵送でアカウントが発行されます。 ベビーシッターご利用の際、専用システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券コードをベビーシッターに伝え、 利用者負担相当額(150円/時間)を支払います。		

### 4. 注意事項

利用上の注意	
<ul style="list-style-type: none"> <li>産休・育休中に申請された場合は、復職日から1か月以内に、「育児休業期間終了証明書」をご提出ください。</li> <li>提出がない場合は、本事業の利用は終了となります。</li> <li>認定保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金と併用することはできません。</li> </ul>	
利用の終了について	
以下の事由に該当する場合、本事業の利用は終了し、助成券は失効します。 その他にも利用終了の事由はありますので、詳細については「ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)利用約款」をご覧ください。	
保育所等への入所が決定 (内定)した場合	内定した保育所等入所月の前月末日に助成券は失効します。
保育所等への入所が内定したにもかかわらず、辞退した場合	
保育所等への入所申込みを行わなかった場合、または申込みを取り下げた場合	申し込むべきであった保育所等入所月の前月末日に助成券は失効します。

